

質問に対する回答書

工事等番号 令和3年度下施処合補継第1号

工事等件名 津市中央浄化センターポンプ設備（5号雨水ポンプ等）改築工事

上記案件に係る質問に対して、下記のとおり回答します。

設計図書等の ページ箇所	質 問 内 容	回 答
特記仕様書 31頁 第2節5号 原動機用 消音器 2.(2)排気 音	敷地境界 50dB(A)以下となっていますが、図面では具体的な境界線までの距離が不明です。消音器出口 1mでの規制値をご教示ください。	添付2にもありますように敷地境界までの距離は約 27mとなります。 敷地境界 50dB(A)以下を満たせば、消音器出口 1mでの規制値はありません。
仕様書 P.31 第2節5号 原動機用 消音器 2仕様(2) 排気音	「敷地境界 50dB(A)以下」と記載がありますが、製作後の検査方法といたしましては、消音器出口 1mにおいて 75dB(A)を遵守と考えるよろしいでしょうか。もしくは受注後の協議により、既設に合わせた仕様での製作と考えるよろしいでしょうか。	敷地境界 50dB(A)以下を満たせる仕様であれば問題ありません。
特記仕様書 45頁 第9節フラ ップ弁 9. 付属品	吐出井内水路点検用タラップ 1式となっていますが、設置場所は図面番号 3/9 の 1階平面図に示されている 2ヶ所という意味ですか	吐出井内の内壁側の点検用タラップとなります。
仕様書 P.45 第2章第9 節 フラ ップ弁 (1 号、3号～5 号) 9 付 属品	「(1) 吐出井内水路点検用タラップ」とありますが、具体的に想定している形状と吐出井内水路の設置場所を御教示願います。	吐出井内の内壁側の点検用タラップとなり形状は受注業者との打ち合わせによるものとします。
特記仕様書 48頁 第15節そ の他 基礎工	1,3～5号ポンプ用フラップ弁の基礎は不要でしょうか。	弁体のみの交換となるため基礎は不要です。

特記仕様書 44頁 第9節フラップ弁 図面番号 3/9	5号用は曲管部とフラップ弁部の合体した構造となっています。他のフラップ弁も同様なのかどうか確認したいので1,3～4号フラップ弁の形状がわかる図面をご提示ください。	各フラップ弁の弁体のみの交換となるため構造は同様です。
仕様書 P.44 第9節 フラップ弁 (1号、3号～5号)2 仕様	フランジ規格についてご教示ねがいます。	J I S G5527 7.5K となります。
仕様書 P.50 第2章第15節その他3仮設工 (3)	フラップ弁仮設設置について具体的に想定している計画図を御提示願います。雨水吐出槽の寸法がわかる図面と雨水吐出槽までの樋管の形状がわかる図面の提示をお願いします。(仮設時に水抜きが必要と想定しています。)また、放流渠ゲートは使用可能でしょうか。	仮設については下部にレール設置後、横引きできる仮設を想定しています。吐出槽のおおよその寸法、樋管の形状などは添付2の確認をお願いします。また放流渠ゲートにつきまして使用可能です。
仕様書 P.35 第2章第5節5号雨水ポンプ1 使用目的	「本ポンプは…雨水を揚水するものである。」とありますが、海が近いいため海水を考慮したポンプ材質を選定する必要はありませんでしょうか。	特記仕様書のとおりです。
仕様書 P.51 第2章第15節その他4撤去機器	5号雨水ポンプ用電動蝶形弁の寸法図を提示願います。 (上部開口からの電動蝶形弁搬出可否の確認が必要と想定しています。)	添付1の確認をお願いします。



